

29文科初第536号
平成29年7月7日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学長
~~構造改革特別区域法~~第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官
戸 谷 一 夫

(印影印刷)

小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）

現行の小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（以下「現行小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）（平成31年及び平成32年度にあっては、中学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第61号）による改正後の中学校学習指導要領をいう。）（以下「現行中学校学習指導要領」という。）から平成29年3月31日に公示された新しい小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、平成29年7月7日をもって関係の文部科学省令及び文部科学省告示が別添のとおり公布・公示されました。

まず、平成29年7月7日に公布された学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第29号）により、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第20号）（以下「平成29年改正省令」という。）の附則に移行措置に関する規定が追加されました。また、同日に公示された平成30年4月1日から平成32年3月31までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年文部科学省告示第93号）（以下「小学校特例告示」という。）及び平成30年4月1日から平成33年3月31までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年文部科学省告示第94号）（以下「中学校特例告示」という。）により、小学校及び義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）にあっては平成30年4月1日から平成32年3月31までの間、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）にあっては平成30年4月1日から平成33年3月31までの間（以下「移行期間」という。）における学習指導要領の特例が定められました。

については、移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知いただくようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国公立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、このことを十分周知されるようお願いします。

なお、平成29年6月22日に文部科学大臣より中央教育審議会に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問を行い、学校が担うべき業務の在り方、教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担、並びに教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方について検討いただくこととしています。新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領の確実な実施に向けて、文部科学省としては、これらの審議を踏まえ、引き続き積極的な支援を行っていきたいと考えています。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

記

第1 小学校等の移行期間中の教育課程について

1 移行期間中の授業時数

移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、平成29年改正省令附則第2項及び第3項の規定によるとともに、同項の定めるところ以外については現行の学校教育法施行規則別表第1及び第2の2によるものであること。その際、特に次の事項に留意すること。

- (1) 外国語活動の授業時数は、第3学年及び第4学年においては15単位時間、第5学年及び第6学年においては15単位時間増加させた50単位時間とし、総授業時数は、第3学年から第6学年まで各学年において15単位時間増加させることとしたこと。
- (2) 外国語活動の授業時数は、平成32年度から本格実施される新小学校学習指導要領に円滑に移行するために最低限必要となる内容について指導するためのものであること。
- (3) 各学校が現行の教育課程に更に15単位時間の授業時数を加えて確保することが困難な場合など、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとしたこと。なお、本特例は、来年度から直ちに、週当たりの授業時数を増加することや土曜日を活用すること、外国語教育充実のための教員研修等の実施により夏季、冬季等の休業日の期間を短縮するこ

とが困難な場合があることなどに鑑み、移行期間に限り講じる措置であること。なお、移行期間中の小学校等における総合的な学習の時間については、平成32年度からの実施を見据え、中学校等以後の教育における探究的な学習への円滑な接続・発展を図る観点から、探究的な学習の過程を一層重視し、質的充実を図ることが求められること。

- (4) 各学校の判断により、移行期間中に新小学校学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは可能であること。

2 総則

小学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新小学校学習指導要領第1章の規定（新小学校学習指導要領第1章第3の1(3)イを除く。）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

3 各教科等ごとの特例の概要等

- (1) 特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動については、新小学校学習指導要領によることとしたこと（ただし、総合的な学習の時間については、新小学校学習指導要領第5章第3の2(9)の後段の部分を除く。）。
- (2) 算数については、新小学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとしたこと。また、それに応じて現行小学校学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこととしたこと。
- (3) 理科については、現行小学校学習指導要領の一部を省略することとしたこと。
- (4) 国語及び社会については、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができることとするが、現行小学校学習指導要領による場合には、新小学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用することとしたこと。
- (5) 生活、音楽、図画工作、家庭及び体育については、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができることとしたこと。
- (6) 外国語活動については、新小学校学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとしたこと。

4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の1から3までにより新小学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

- (1) 小学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。
特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容については、新小学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 移行期間中に新小学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新小学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (3) 移行期間中に新小学校学習指導要領によることができるとされていない事項（新小学校学習指導要領第1章第3の1(3)イに規定する事項を含む。）及び教科につ

いても、新小学校学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。

- (4) 現行小学校学習指導要領及び新小学校学習指導要領において目標及び内容を2学年まとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
- (5) 算数については、移行期間中に指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。
- (6) 外国語活動については、移行期間中に指導すべきとされている現行学習指導要領及び新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を今年度中に予定していることから、当該補助教材を適切に使用するなどして指導を行うこと。また、各学校の状況に応じて計画的に準備を進め、平成32年度からの実施に円滑に移行できるようにすること。なお、文部科学省においては、小学校等の外国語教育の充実に当たって、上記補助教材の配布に加え、教員の養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしていること。

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととし、移行期間における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおりとすること。

- (1) 移行期間における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- (2) 移行期間における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとすること。

6 関連事項

移行期間中に実施する中学校等の入学者選抜に係る学力検査における出題範囲については、小学校特例告示の内容に留意し、各学年に児童が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。

また、平成28年3月31日付の通知（28文科初第1828号）の「2. 留意事項」の（2）を踏まえ、平成32年度以降に実施する中学校等の入学者選抜における学力検査については、新小学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、中学校等の入学者選抜に当たっては、新小学校学習指導要領の趣旨を踏ま

え、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。その際、小学校特例告示の内容にも十分留意すること。

第2 中学校等の移行期間中の教育課程について

1 移行期間中の授業時数

移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、現行の学校教育法施行規則別表第2、第2の3及び第4によるものであること。

2 総則

中学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新中学校学習指導要領第1章の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

なお、平成30年度においては、道徳教育については、新中学校学習指導要領第1章第1の2(2)、第2の3(1)カ及び第6の規定によることができるとしたことに留意すること。

3 各教科等ごとの特例の概要等

- (1) 総合的な学習の時間及び特別活動については、新中学校学習指導要領によることとしたこと。
- (2) 数学については、新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとしたこと。また、それに応じて現行中学校学習指導要領の一部を省略する又は適用しないこととしたこと。
- (3) 国語については、新小学校学習指導要領により小学校等で新たに学習することとなる漢字を必ず取り扱うこととしたこと。また、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加したこと。
- (4) 理科及び保健体育については、現行中学校学習指導要領に定める内容の一部を指導学年を前倒して実施することとしたこと。また、新中学校学習指導要領の一部を追加又は適用することとしたこと。それに応じて現行中学校学習指導要領に定める内容の一部を省略する又は適用しないこととしたこと。
- (5) 社会については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとするが、現行中学校学習指導要領による場合には、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用することとしたこと。
- (6) 音楽、美術、技術・家庭及び外国語については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとしたこと。
- (7) 道徳及び特別の教科道徳については、平成30年度においては、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができるとし、平成31年度及び平成32年度においては、新中学校学習指導要領によることとしたこと。

4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、上記の1から3により新中学校学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

- (1) 中学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。
- 特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容については、新中学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようすること。
- (2) 移行期間中に新中学校学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新中学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (3) 移行期間中に新中学校学習指導要領によることができるとされていない教科についても、新中学校学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことはできること。
- (4) 現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領において目標及び内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、特に、平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新中学校学習指導要領に円滑に移行できること。
- (5) 数学及び理科については、移行期間中に指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

6 関連事項

移行期間中に実施する高等学校の入学者選抜に係る学力検査における出題範囲については、中学校特例告示の内容に留意し、各学年に生徒が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。

また、平成29年3月31日付の通知（28文科初第1828号）の「2. 留意事項」の（2）を踏まえ、平成33年度以降に実施する高等学校の入学者選抜における学力検査については、新中学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、高等学校の入学者選抜に当たっては、新中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。その際、中学校特例告示の内容にも十分留意すること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm

（ホーム>教育>小・中・高等学校>学習指導要領「生きる力」>新学習指導要領（平成29年3月公示））

本件担当 :

文部科学省 電話 : 03 (5253) 4111 (代表)

(下記以外)

初等中等教育局 教育課程課 (内線2368)

(保健体育関係)

スポーツ庁 政策課 学校体育室 (内線2674)

(外国語関係)

初等中等教育局 国際教育課 (内線3785)

○文部科学省令第二十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条及び第四十九条の七の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣　松野　博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次のただし書きを加える。

ただし、次項及び附則第三項の規定は平成三十年四月一日から施行する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間、小学校の各学年における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則別表第一の規定にかかわらず、附則別表第一に定める外国

語活動の授業時数及び総授業時数を標準とする。ただし、同表に定める外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間の授業時数及び総授業時数から十五を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

3 平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間、中学校連携型小学校、義務教育学校の前期課程及び中学校併設型小学校の各学年における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、学校教育法施行規則別表第二の二の規定にかかわらず、附則別表第二に定める外国語活動の授業時数及び総授業時数を標準とする。ただし、同表に定める外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間の授業時数及び総授業時数から十五を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附則別表第一（附則第二項関係）

区 分
第一学年
第二学年
第三学年
第四学年
第五学年
第六学年

外国語活動の授業時数

総授業時数

備考 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

附則別表第二（附則第三項関係）

区分		第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
総授業時数	外国語活動の授業時数	八五〇	九一〇	九六〇	九九五	九九五	九九五
八五〇		一五	一五	五〇	五〇	五〇	五〇
九一〇							
九六〇							
九九五							
九九五							
九九五							

備考

一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

二 各学年においては、外国語活動から、文部科学大臣が別に定めるところにより義務教育学校、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程を編成するために特に必要な教科等の授業時数に充てることができる。

○文部科学省告示第九十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣　松野　博一

1 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）及び平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（以下「現行小学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）（以下「新小学校学習指導要領」という。）第1章の規定（第3の1(3)イを除く。）によるものとする。

2 国語

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

3 社会

平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定に係る事項を省略し、新小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の2(1)ア(ア)のうち「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分の規定に係る事項を加え、新小

学校学習指導要領第2章第2節第2〔第5学年〕の3(1)アの規定を適用するものとする。

(2) 平成31年度の第3学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アに規定する事項を指導するものとする。ただし、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の2(4)の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち、「火災」に関する部分の規定を適用するものとする。

4 算数

(1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の算数の指導に当たっては、それぞれ、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新小学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第4欄に掲げる学年に係る同表の第5欄に掲げる事項を加え、新小学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第6欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
平成30年度	第3学年	2 B (1)	第3学年		3(7)のうち「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」
	第4学年	2 B (1)ア	第3学年		3(7)のうち「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」
		2 B (1)	第4学年	2 B (4)イ(ア)の	

				うち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」	
平成31年度	第3学年	2 B (1)	第3学年		3 (7)のうち「接頭語（キロ(k)やミリ(m)）についても触れる」
第4学年	2 A (5)	第4学年	2 A (4) ア(ア)		
	2 B (1)	第4学年	2 B (4) イ(ア) のうち「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」		
	2 D	第4学年	2 C (2) ア(ア)		
第5学年	2 B (2)	第5学年	2 B (4) イ(ア) のうち「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」		
	2 B (4)	第5学年	2 C (2) ア(ア)		

(2) 平成31年度の第5学年の算数の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第3節第2〔第5学年〕の2 A (4) に規定する事項を省略するものとする。

5 理科

(1) 平成30年度及び平成31年度の第4学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第4学年〕の2 A (3) イに規定する事項

を省略するものとする。

- (2) 平成31年度の第5学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第5学年〕の2B(2)イに規定する事項を省略するものとする。
- (3) 平成31年度の第6学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第6学年〕の2A(4)ウに規定する事項を省略するものとする。

6 生活

平成30年度及び平成31年度の第1学年及び第2学年の生活の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

7 音楽

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

8 図画工作

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの図画工作的指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

9 家庭

平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の家庭の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

10 体育

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの体育の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

11 特別の教科 道徳

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。

12 外国語活動

- (1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成29年文部科学省令第20号)
(12(2)において「改正省令」という。)附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第4章の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕〔知識及び技能〕(1)イ(ア)及び2〔第3学年及び第4学年〕(3)①に規定する事項は必ず指導するものとする。
- (2) 改正省令附則第2項及び第3項の規定による平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節第2の英語2〔第5学年及び第6学年〕のうち、〔知識及び技能〕(1)ア、イ(ア)、エ(ア)e及びf、エ(イ)並びに(3)①イ及びオに規定する事項は必ず指導するものとする。

13 総合的な学習の時間

平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第5章の規定（第3の2(9)の後段の部分を除く。）によるものとする。

14 特別活動

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの特別活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第6章の規定によるものとする。

○文部科学省告示第九十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。なお、平成二十七年文部科学省告示第六十四号（平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年七月七日

文部科学大臣 松野 博一

1 総則

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成30年度」という。）、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（以下「平成31年度」という。）及び平成32年4月1日から平成33年3月31日まで（以下「平成32年度」という。）の教育課程の編成に当たっては、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）（平成31年度及び平成32年度にあっては、中学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第61号）による改正後の中学校学習指導要領をいう。）（以下「現行中学校学習指導要領」という。）第1章の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成30年度の教育課程の編成に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）第1章第1から第5までの規定（第1の2(2)及び第2の3(1)カの規定を除く。）によるものとする。

イ 新中学校学習指導要領第1章第1の2(2), 第2の3(1)カ及び第6の規定によることができる。

(2) 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては、現行中学校学習指導要領第1章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第1章の規定によるものとする。

2 国語

(1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年並びに平成32年度の第2学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第2学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては、「茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、

阪、阜」を取り扱うものとする。

- (2) 平成32年度の第1学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。

3 社会

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの社会の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし、現行中学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの社会の指導に当たっては、次のアからウまでのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2A(1)ア(イ)に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)ア(イ)の規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(2)アに規定する事項を省略するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(5)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(6)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定を適用するものとする。

ウ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2(4)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2D(1)ア(ア)のうち「領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解する」の部分の規定に係る事項を

加え、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(イ)の規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(ア)のうち「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」に関する規定を適用するものとする。

(2) 平成31年度の第1学年及び平成32年度の第1学年並びに第2学年における社会の指導に当たっては、次のアからカまでのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕及び現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(2)の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(3)の規定により、授業時数を両分野に適切に配当するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)ウに規定する事項に現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エのうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」の部分の規定に係る事項を加え、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)エの規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エに規定する事項を省略するものとする。

ウ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(2)アのうち「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定を適用するものとする。

エ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(3)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2B(2)ア(ア)のうち「^{げんこう}元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)イのうち「ユーラシアの変化」に

に関する規定を適用するものとする。

オ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(4)アのうち「ヨーロッパ人来航の背景」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(5)アのうち「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)ウのうち「ヨーロッパ人来航の背景」に関する規定を適用するものとする。

カ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(5)アのうち「市民革命」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(6)アのうち「市民革命」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「市民革命」に関する規定を適用するものとする。

4 数学

(1) 次の表の第1欄に掲げる年度の同表の第2欄に掲げる学年の数学の指導に当たっては、それぞれ、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第3欄に掲げる事項に、新中学校学習指導要領第2章第3節第2に規定する事項のうち同表の第2欄に掲げる学年に係る同表の第4欄に掲げる事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第3節第2の規定のうち同学年に係る同表の第5欄に掲げる規定を適用するものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
平成31年度	第1学年	2 A (1)		3 (1) のうち「素数の積」に関する部分
		2 D (1)	2 D [用語・記号] のうち「累積度数」	
平成32年度	第1学年	2 A (1)		3 (1) のうち「素数の積」に関する部分

	2 D	2 D (2) ア (ア), 2 D (2) イ (ア)	
	2 D (1)	2 D [用語・記号] のうち「累積度数」	
第 2 学年	2 D	2 D (1) ア (ア), 2 D (1) ア (イ)	

(2) 平成31年度及び平成32年度の第1学年の数学の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2〔第1学年〕の3(6)の規定は適用しないものとする。

5 理科

(1) 平成31年度及び平成32年度の理科の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)イ(ア)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)ア(イ)⑦のうち「物体に働く2力についての実験を行い、力がつり合うときの条件を見いだして理解する」の部分の規定に係る事項を加えるものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(2)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(2)ア(エ)⑦に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(4)オの規定を適用するものとする。

(2) 平成31年度の第1学年の理科の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)イ(イ)に規定する事項のうち「水圧」の部分の規定に係る事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の3(2)オの規定は適用しないものとする。

(3) 平成32年度の第1学年の理科の指導に当たっては、次のア及びイのとおり

とする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(1)イ(イ)に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の3(2)才の規定は適用しないものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(1)イ(イ)に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(2)ウの規定は適用せず、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(3)ウに規定する事項を加え、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(4)ウ及びエの規定を適用するものとする。

(4) 平成32年度の第2学年の理科の指導に当たっては、次のアからウまでのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の2(3)ア(エ)に規定する事項については、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第1分野〕の3(5)エのうち「放射線の性質と利用」に関する規定を適用するものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(3)エ(ア)に規定する事項を省略し、現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(4)才の規定は適用しないものとする。

ウ 現行中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の2(4)ウに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕2(4)ア(エ)⑦に規定する事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第4節第2〔第2分野〕の3(6)才の規定を適用するものとする。

6 音楽

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

7 美術

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

8 保健体育

(1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年の保健体育の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。

ア 現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)ア(ウ)に規定する事項を加えるものとする。

イ 現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の3(1)の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の2(1)アからエまで、2(4)ア及びイのうち「健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある」の部分の規定に係る事項を指導するものとする。

(2) 平成32年度の第1学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の〔内容の取扱い〕(2)クの規定にかかわらず、現行中学校指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)ウに規定する事項は省略するものとする。

(3) 平成32年度の第2学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の3(1)の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の2(3)アからエまで、2(4)イのうち「食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となる」の部分の規定に係る事項及び2

(4) ウに規定する事項を指導するものとする。

9 技術・家庭

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの技術・家庭の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

10 外国語

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの外国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

11 道徳及び特別の教科道徳

- (1) 平成30年度の第1学年から第3学年までの道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第3章の規定によることができる。
- (2) 平成31年度及び平成32年度の第1学年から第3学年までの特別の教科である道徳の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第3章の規定によるものとする。

12 総合的な学習の時間

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

13 特別活動

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの特別活動の指

導に当たっては、現行中学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。